

埼玉県農業再生協議会規約・規程の一部改正について

令和5年5月10日開催の令和5年度通常総会において、下記のとおり規約・規程の一部改正を行いました。（施行日：令和5年5月）

記

1 埼玉県農業再生協議会規約

・第4条（事業）について

国の令和5年度予算で新設された「畑作物産地形成促進事業」「コメ新市場開拓等促進事業」に取り組むための所要の改正

・第22条（事務局）について

令和5年4月1日付で埼玉県農業協同組合中央会の組織改正が行われたことによる所要の改正

2 埼玉県農業再生協議会事務処理規程

・第3条（事務処理体制）について

国の令和5年度予算で新設された「畑作物産地形成促進事業」「コメ新市場開拓等促進事業」に取り組むため、及び令和5年4月1日付で埼玉県農業協同組合中央会の組織改正が行われたことによる所要の改正

3 埼玉県農業再生協議会会計処理規程

・第8条（経理責任者）について

令和5年4月1日付で埼玉県農業協同組合中央会の組織改正が行われたことによる所要の改正

4 埼玉県農業再生協議会文書取扱規程

・第5条（文書管理責任者）について

国の令和5年度予算で新設された「畑作物産地形成促進事業」「コメ新市場開拓等促進事業」に取り組むため、及び令和5年4月1日付で埼玉県農業協同組合中央会の組織改正が行われたことによる所要の改正

・第18条（文書の施行）について

公印の押印を省略することができるとする規定を追加